

佐監公示第16-4号
令和5年10月23日

令和3、4、5年度軽油2号（艦船用）（免税）又は、軽油（免税）
の調達契約希望者募集要項の一部変更

令和3、4、5年度軽油2号（艦船用）（免税）又は、軽油（免税）の調達の契約希望者募集要項（佐監公示第16号。令和3年1月13日）について、下記のとおり変更します。

（代表公募実施権者）
分任支出負担行為担当官等
佐世保地方総監部経理部長

（連名公募実施者）
契約担当官
沖縄基地隊本部経理科長
対馬防備隊本部補給科長

記

別紙第1の次の1項を改める。

納入場所

番号	港湾名	所在地
8	志布志港	鹿児島県志布志市

佐監公示第16号
令和3年1月13日
一部変更 佐監公示第16-1号
令和4年6月20日
一部変更 佐監公示第16-2号
令和4年9月5日
一部変更 佐監公示第16-3号
令和4年10月4日
一部変更 佐監公示第16-4号
令和5年10月23日

令和3、4、5年度軽油2号（艦船用）（免税）又は、軽油（免税）
の調達契約希望者募集要項（公募）

令和3、4、5年度軽油2号（艦船用）（免税）又は、軽油（免税）の調達の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（代表公募実施権者）
分任支出負担行為担当官等
佐世保地方総監部経理部長

（連名公募実施者）
契約担当官
沖縄基地隊本部経理科長
対馬防備隊本部補給科長

記

- 1 調達予定品目
軽油2号（艦船用）（免税）又は、軽油（免税）（細部については別紙第1のとおり。）
- 2 調達予定時期
令和3、4、5年度

3 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切な契約の履行が確保される者
- (5) 令和04・05・06年度の競争参加資格（全省庁統一資格）、「物品の販売」に係る九州・沖縄地区の競争参加資格を有する者
- (6) 別紙第1示す調達予定品目等を、官が指定する日までに納入可能な体制であること。
- (7) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

4 参加表明

応募する者は、別紙第2に示す「参加表明書」及び本項第1号～第3号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書（写し）
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
- (3) 誓約書、証明書、保証書その他前項第7号を証する書類

5 技術資料の提出

(1) 応募時の提出

次に示す項目について、提出するものとする。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書

面をもって代えることができる。

ア 過去3年間の受注実績一覧表（実績がない場合は省略可）

イ 別紙様式第1、別紙様式第2を作成し、必要とする証明等の書類

(2) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

6 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

〒857-8567

長崎県佐世保市平瀬町18番地

0956-23-7111（内線3252）

(2) 提出期間

令和5年10月25日（水）～令和5年11月27日（月）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分までの正午から午後1時までを除く時間とする。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部

会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部

(5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該募集に係る調達が既済となっている可能性がある。

7 技術資料等の審査

技術資料等の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料等、その他公募資格に必要な事項について説明を求められた場合、迅速に対応する体制を整えておくこと。

8 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

9 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官等に対して、当該疑義

の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てすることができる。

ア 窓口：海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

イ 時間：土、日及び祝日を除く、毎日午前8時00分から午後4時45分までの正午から午後1時までの時間を除く時間とする。

(2) 分任支出負担行為担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、分任支出負担行為担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

10 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり下記の各号について、同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び業態調査等への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等過剰な編てつは不要とする。

調達予定品目

項 目	内 容																											
品 目	<p>軽油2号（艦船用）（免税）又は、軽油（免税）</p> <p>ただし、軽油2号（艦船用）（免税）が入手不可能な港についてのみ、納入時期において各港での使用に適した号数のJIS規格（JIS K 2204）に定める軽油（免税）でも可とし、いずれの場合においても、細部は防衛省仕様書（DSP K 2209E及びDSP K2209E（2））による。</p>																											
数 量	官が指定する数量																											
納入場所	<p>下表のいずれかの港</p> <table border="1" data-bbox="470 860 1294 1346"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>港湾名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>緒方浦港</td> <td>長崎県対馬市</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>比田勝港</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>厳原港</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>平良港</td> <td>沖縄県宮古島市</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>石垣港</td> <td>沖縄県石垣市</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>古仁屋港</td> <td>鹿児島県大島郡</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>西之表港</td> <td>鹿児島県西之表市</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>志布志港</td> <td>鹿児島県志布志市</td> </tr> </tbody> </table>	番号	港湾名	所在地	1	緒方浦港	長崎県対馬市	2	比田勝港	同 上	3	厳原港	同 上	4	平良港	沖縄県宮古島市	5	石垣港	沖縄県石垣市	6	古仁屋港	鹿児島県大島郡	7	西之表港	鹿児島県西之表市	8	志布志港	鹿児島県志布志市
番号	港湾名	所在地																										
1	緒方浦港	長崎県対馬市																										
2	比田勝港	同 上																										
3	厳原港	同 上																										
4	平良港	沖縄県宮古島市																										
5	石垣港	沖縄県石垣市																										
6	古仁屋港	鹿児島県大島郡																										
7	西之表港	鹿児島県西之表市																										
8	志布志港	鹿児島県志布志市																										
納入形態	<p>官の指定した艦船に対する燃料納入とする。</p> <p>燃料タンク又は、法令上、艦船への納入が認められる設備を有するタンクローリーからの納入とする。</p>																											

【記入例】

令和〇年〇〇月〇〇日

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部長 殿

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長〇〇〇〇 印

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

- 1 公示番号（日付）
佐監公示第16号（令和〇年〇月〇日）
- 2 応募品目
軽油2号（艦船用）（免税）又は、軽油（免税）
- 3 納入場所

番号	港湾名	所在地	備考
1	緒方浦港	長崎県対馬市	
2	比田勝港	同上	応募する港湾名のみ記載し、別紙第1に示す一連番号を付する。
3	厳原港	同上	
4	平良港	沖縄県宮古島市	
5	石垣港	沖縄県石垣市	
6	古仁屋港	鹿児島県大島郡	
7	西之表港	鹿児島県西之表市	
8	志布志港	鹿児島県志布志市	

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）
2 決算報告書（写し）
3 誓約書
4 技術資料

※参加表明書、技術資料 各2部提出

資格審査結果通知書、決算報告書等、誓約書 各1部提出

年 月 日
会 社 名

技術資料（燃料タンク）

1 燃 種

「軽油 2 号（艦船用）（免税）」又は「軽油〇〇号（免税）」

※ 別紙第 1 ただし書きに該当する場合には J I S 規格（J I S K 2 2 0 4）に定める軽油（免税）とする。

2 納入体制

(1) 仕入先又は製油所名及び所在地

(2) 油槽所タンクの所有会社名及び所在地

(3) 納入に使用するタンクの要目（積載能力、搭載所要時間、所有会社名及び所在地を含む。）

(4) 連絡（調整）先（所在地、連絡態勢、対応時間等）

(5) 品質管理体制（品質管理部門及び品質管理施設所在地の有無等）

3 対応能力

(1) 納入が可能な港（実施の可否欄に○×で記入する。）

番号	港湾名	所在地	実施の可否
1	緒方浦港	長崎県対馬市	
2	比田勝港	同上	
3	巖原港	同上	
4	平良港	沖縄県宮古島市	
5	石垣港	沖縄県石垣市	
6	古仁屋港	鹿児島県大島郡	
7	西之表港	鹿児島県西之表市	
8	志布志港	鹿児島県志布志市	

(2) 納入可能数量（各回）

(3) 最終発注期限（発注から納入までの最低所要時間）

(4) 納入日に係る制限の有無（制限がある場合は、期日又は期間を記入する。）

(5) 納入時間帯に係る制限の有無（制限がある場合は、時間帯を記入する。また、常時対応及び夜間対応の可否についても記入する。）

(6) 納入時における官側の品質試験に合格しない場合の代替措置

4 添付書類（ただし、3 年以内に納入実績がある場合は省略することができる。）

(1) 調達予定品目を自社以外の製油所から入手する場合は、当該製油所から確実に引き取れることを証明する書類

(2) 調達予定品目の品質が、官側の指定する仕様を満足する旨の証明（製油所で

の精製実績、品質証明等)

- (3) タンク及び搭載岸壁を確保できる旨の証明（自社所有の場合は所有を証明する書類とし、他社所有の場合は所有者との提携書類とする。）

年 月 日
会 社 名

技術資料（タンクローリー）

1 燃 種

「軽油2号（艦船用）（免税）」又は「軽油〇〇号（免税）」

※ 別紙第1ただし書きに該当する場合についてはJIS規格（JIS K 2204）に定める軽油（免税）とする。

2 納入体制

- (1) 仕入先又は製油所名及び所在地
- (2) 油槽所タンクの所有会社名及び所在地
- (3) 納入に使用するタンクローリーの要目（積載能力、搭載所要時間、所有会社名及び所在地を含む。）
- (4) 連絡（調整）先（所在地、連絡態勢、対応時間等）
- (5) 品質管理体制（品質管理部門及び品質管理施設所在地の有無等）

3 対応能力

- (1) 納入が可能な港（実施の可否欄に○×で記入する。）

番号	港湾名	所在地	実施の可否
1	緒方浦港	長崎県対馬市	
2	比田勝港	同上	
3	巖原港	同上	
4	平良港	沖縄県宮古島市	
5	石垣港	沖縄県石垣市	
6	古仁屋港	鹿児島県大島郡	
7	西之表港	鹿児島県西之表市	
8	志布志港	鹿児島県志布志市	

- (2) 納入可能数量（各回）
 - (3) 最終発注期限（発注から納入までの最低所要時間）
 - (4) 納入日に係る制限の有無（制限がある場合は、期日又は期間を記入する。）
 - (5) 納入時間帯に係る制限の有無（制限がある場合は、時間帯を記入する。また、常時対応及び夜間対応の可否についても記入する。）
 - (6) 納入時における官側の品質試験に合格しない場合の代替措置
- 4 添付書類（ただし、3か年以内に納入実績がある場合は省略することができる。）
- (1) 調達予定品目を自社以外の製油所から入手する場合は、当該製油所から確実に引き取れることを証明する書類
 - (2) 調達予定品目の品質が、官側の指定する仕様を満足する旨の証明（製油所での精製実績、品質証明等）

- (3) タンクローリーを確保できる旨の証明（自社所有の場合は所有を証明する書類とし、他社所有の場合は所有者との提携書類とする。